

焼津市自治基本条例を考える市民会議「大ワールドカフェ」・記録

平成25年9月15日(日) 13:00～16:00

(焼津文化会館 小ホール)

1. 開会 (オープニング)

総合司会・市民会議委員：(あいさつ、タイムスケジュールと資料の確認)

○開会あいさつ

市民会議代表：本日は台風の襲来が心配される中、大ワールドカフェにご来場いただきありがとうございます。ごぞいます。

- ・私達、自治基本条例を考える市民会議のメンバー30名は、一昨年11月から今日まで約2年間、自治基本条例の策定に携わってきた。今、私達は豊かに暮らしていくために何をすべきか考えるのは当然だが、次の世代に安心して暮らしていける焼津市を引き継いでいくことも大切な使命だと思う。また、東日本大震災を目の当たりにして改めて地域の人のつながりの大切さを学び、同時に自治というもの大切さを感じた。そして、自治の原点である市民一人ひとりが等しく尊重され、安心して暮らせる社会をつくっていきたく考えた。
- ・そのために、多くの人々が集まって一緒に考える、一人ひとりの考えを出し合い、持続可能な地域づくりのルールや仕組みを自治基本条例として考えてきた。そして、9月9日、焼津市長に素案を提出した。それと同じものが皆さんのお手元にある。タイトルをご覧ください。「LOVE 焼津」を銘打っている。これは私達市民会議のメンバーが心底から焼津市が好きなんだというメッセージである。サブタイトルに「つばやきを形に 思いをしくみに」とやさしい表現で表しているが、私達はこれまで公民館単位等で説明会を開催してきた。本日は、その内容について改めて多くの市民の皆様へ聞いていただき、ご意見をうかがう機会としたい。本日の大ワールドカフェが実り多きものとなるようお願いします。

○市長あいさつ

中野市長：本日はご多忙にも関わらず大ワールドカフェにご参加賜り、ありがとうございます。

- ・市民会議の皆様には、自治基本条例の検討について大変長い間ご検討いただき、厚く感謝申し上げたい。先日、「市民会議案」をいただき、すぐに中身を拝見したところ、皆様の焼津をいまにしたい、焼津を愛する気持ちが伝わってきた。後程、「市民会議案」への私の思いもお伝えしたい。
- また、今日は議会の議会改革特別委員会から松本議員にもお忙しい中、ご参加いただいていることに感謝したい。
- ・この会は、市民・議会・市役所の三者がそろってプレゼンテーションを行うという初めての試みでもあるので、ご参加の皆様からのご感想も楽しみにしている。
- ・結びになるが、この2年間、焼津市自治基本条例の検討についてご指導、ご助言いただいた相模女子大学の松下教授及び今井さんに改めてお礼を申し上げたい。また、市民会議の皆様には本当に長い間お世話になったことを重ねてお礼申し上げたい。
- ・本日のこの会が、焼津市のまちづくりにとって新しい焼津をつくる上で有意義なものになるよう期待し、あいさつとしたい。

総合司会・市民会議委員：本日は、高木副市長、議会改革特別委員長の松本議員、また、多くの市議会議員の方々もお見えになっている。

2. 情報共有の時間 ～市民・議会・行政からの報告を聴こう

（1）市民会議からの報告：「焼津市自治基本条例・市民会議案」について

総合司会・市民会議委員：焼津市自治基本条例を考える市民会議は、平成23年11月に発足し、約2年間にわたり検討してきた。その成果を「焼津市自治基本条例・市民会議案」としてまとめ、9月9日に中野市長に提出した。これから「市民会議案」の中身について皆様にご報告したい。

市民会議委員：これから「市民会議案」についてご説明したい。少し長くなるので、前半・後半に分けて2名で説明する。

- ・「まちづくり」ってなんだろう？という時、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。イベントとかお祭りとか、人を集めて何かをするというイメージを持つ方が多いかもしれない。しかし、ここでいう「まちづくり」とは人々が暮らしの中で困っていることを解決し、暮らしやすくしていくことと考えている。
- ・例えば、私達をとりまく状況を見ると、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化、国も市も財政状況が厳しいといった大きな問題がある一方、地域では、子育て中の母親の支援が必要、障がい者・高齢者の自立を支援する必要があるなどの問題がある。これらは、地域も市民も一緒に取り組むことで解決の効果が上がると考えられる。
- ・少子化や財政など大きな問題は、我々市民には手を出しにくいと思われるかもしれないが、自分の家庭の問題であれば、自分が解決しなければいけないという気持ちになると思う。国がやる、市がやる、というのではなく、我が家の問題として捉えることで、将来の焼津市が良くなっていくのではないかと。地域のことは地域で考える時代、市民・議会・市役所の三者がお互いに協力していくルールや仕組みが必要だということに至ったということ。
- ・自治基本条例というのは、何かをして欲しい時に市役所をお願いしやすくする、頼みやすくするといったことや、逆に何かを阻止する時に使うような一方通行の道具ではなく、現実にある問題を解決するために市民・議会・市役所の三者が協力していくための基礎となるものと考えている。
- ・我々、自治基本条例を考える市民会議は、平成23年11月の設立以降、様々な活動をしてきた。壁面に事務局で作成した「活動の足跡」が貼ってあるのでご覧いただきたい。
- ・「自治基本条例って何？」という疑問があると思うが、「自治」とは元々、市民のもので、市民が考え、実践すること。つまり、「自治」イコール「まちづくり」ということだと思う。

【市民会議案について】

- ・続いて、「市民会議案」の構成についてご説明したい。大きな構成としては、まず「目的」、「まちづくりの進め方」、「目指すまちの姿」がある。次に、誰がやるのか？みんなで行おう、ということで、市民、議会、市役所について書いている。さらに、このような仕組みでどんなふうに安心して住み良いまちをつくるかを書いている。
- ・まず、「第1 基本的な考え方」について。
「焼津市で自治基本条例をつくる目的」では、最初に焼津市のまちづくりの制度的な基礎として明文化することとし、さらに3つの大事なことを書いている。この3つを通して暮らしで困っていることを解決し、暮らしやすい焼津にしていくとしている。
「焼津市のまちづくりの進め方」では、基本的考え方として、市民同士が十分な対話を行い合意を形成していく、また、市役所は協力するパートナーとして位置付けている。この「合意」というのは多数決のことではない。必ずしも全員にとって満足な結論でなかったとしても十分に対話を繰り返して納得に向かっていくということ。

「焼津市が目指すまちの姿」では、5つの柱がある。焼津市ではこの5つのまちの姿を希求していくとした。市民・議会・市役所の三者が協力し合って、協働して実現していこうというもの。

- ・続いて、「誰が」という話に移りたい。
- ・「第2 市民」の「住民及び市民の定義」は、「住民」つまり焼津市に住所がある人と、他の市民、市内に住んでいる人、通勤・通学する人、市内で活動する個人・法人・その他の団体、事業者とした。

「市民が尊重されること」で、住民票を持っている人と、その他市民に分けた理由は、住民はまちづくりに対する責任や次世代への責任が、その他市民よりも若干重いだろーということ。そこで、まちづくりへの参加、情報取得の権利性というところで差をつけているところがある。

「子どもが尊重されること」で、子どもが住民・市民のひとつの形態であることは当然だが、成長段階にあるという特異性を考えた。実は6月までの案にはなかった内容だが、7、8月の第二期PIで、市民から多くのご意見をいただいたのが、次世代を担う子ども達のことを特出しした方が良いということだった。それに応える形で「子どもが尊重されること」という内容を加えた。

「市民が守ること」には、お互いに思いやりの心を持って認め合おうとか、違う意見の人を排斥しないようにしようといったことが書いてある。

「事業者」では、まちづくりを進めていく上で、焼津で事業を営む方々を外して考えることはできないと思う。古くからの水産業のまち、新しい産業のまちとして、事業者にも積極的にまちづくりに関与していただきたいという思いがあります。

「サポーター」というのは、「市民」ではない人を除外するのではなく、それ以外にも積極的に焼津市を応援していただける方には、まちづくりに積極的に関与していただきたいということ。

- ・次の「第3 議会」、「第4 市役所」については、市民会議委員が一市民として、まちづくりのために持って欲しい議会、議員さん、市役所、市長、職員さんに期待する資質について率直に市民会議案に書かせていただいた。

具体的内容としては、議会、議員さんについては高い倫理観を持って情報提供や政策提案をして欲しい。あるいは市役所、市長、職員さんについては公正、誠実に市民との対話をしっかりして欲しいということを書かせていただいた。

- ・「第5 市政運営」では、まず、「情報の管理、提供、共有」という項目がある。まちづくりを市民・議会・市役所の三者の協働で進めていくためには、当然、情報の共有が不可欠となる。市役所は効率的に市民との情報共有ができるよう、情報提供の手段を多様にして欲しい。また我々市民も積極的に自分が持っている情報を発信したり、市役所が発信した情報を受け取って欲しいといったことを書いている。

「総合計画」とは、市の最上位計画として策定しているもので、元々、地方自治法に規定があったが改正により義務でなくなったが、市にとって非常に重要なのでこの条例の中で位置付けた。ここに書く以上、策定にあたって市民参加を明文化し、見直しにも市民参加を積極的に取り入れることにより、市民と市役所と議会の協働を推進していくというねらいがある。

「行政評価」とは、市の事業はすべからく評価しチェックしなければならない。市役所による行政経営を行う上でPDCAのサイクルですべてを評価の俎上に乗せるということ。

「財政運営」については、その基礎は税金を無駄づかいしないということ。市役所と議会

には、そういう財政運営を期待している。我々市民も自分達のお金の使い道なので財政には十分な関心を持ち、言うべき時は言うべきことをしっかり言うということも書いている。

「公共施設」では、これからの人口減少をふまえて施設の数と質が過大とならないよう、既存の施設の管理をしっかりとやり、有効に利用するということを書いている。

「他の自治体等との連携」は、市政運営といっても焼津市単体でできることは限りがあるので、他の自治体と連携することで、我々市民の生命を守る力を向上したり、広域的課題の解決に役立つのであれば積極的に他の自治体と連携をとるなど自治力の向上を図りたいという願いをもって書いた。

市民会議委員：今までの話では、耳慣れない言葉が出てきたり、日常であり意識していない内容があったと思うが、これからは少し、ご自分とご自分の周辺を思い描きながらお聞きいただきたい。

・まずは「第6 自治のしくみ」から。

コミュニティの現状は画面の通りだと思う。市民、自治会等が中心となり、公民館や学校が少し関わり、事業所や議会や市役所は関係が少し薄かったかと思う。私達が描いた「焼津市の自治の基本的な考え方」は、議論して繰り返し繰り返し検討した結果の案は、次の通り。『焼津市の自治は、市民、自治会等の地縁で結び付くコミュニティ、NPO等の目的で結び付くコミュニティ、事業者などと議会、市役所が、それぞれの役割分担をしながら、公共的な領域を担い、よりよい暮らしや地域をつくることを基本とします。』自治を進めるには、一定の地域ごとに市民及びその地域内の様々な組織・団体と連携を深め、強化していく。特に市役所は、それらの組織・団体の自主性を尊重しつつ、行政の下請けでない対等の組織として支援を行うことになる。

「地縁によるコミュニティ」、住民及び市内に居住する人は、地縁によるコミュニティを組織することができる。それは、自由意思に基づいて主体的に関わり、まちづくりを行う。地縁によるコミュニティは、地域による課題解決のため、自発的に活動し、多様な価値観をお互いに認め合い、尊重して、住民等の意見を調整し、合意して実践していく。

「目的によるコミュニティ」、地縁によるコミュニティの他に、目的により結び付いたコミュニティもある。その代表的なものがNPO。NPOも自分達のミッションの達成だけにこだわるのではなく、地縁によるコミュニティや事業所、市役所、学校等と連携して活動することでより良い成果を上げることができると考える。NPOは地域課題の解決と政策提言を目的とした組織である。もちろん、目的によるコミュニティはNPOの資格をもたない組織も含まれている。

「市民会議」は、様々な主体が連携して自治を進めるための調整や大きな課題について話し合うための場が必要ではないかということ。決定の場ではないが、十分な対話と情報共有がなされればと考えた。

今までの話でおわかりのように、自治には「市民参加」が必要だ。市民は、まちづくりに多様な形で参加し、地域の課題解決のためのサービス等を自ら提案し、自ら参加の場をつくるようにする。市役所は、参加の機会を設け、市民に働きかける。参加の機会のない市民の声を抽出できるような手法にも配慮する。市役所は、市民を支援し、市民と市役所は協働でまちづくりを行っていく。市役所には特に、物言わぬ多くの市民の声を吸い上げる工夫が必要である。

「協働」、NPO、事業所、地縁によるコミュニティなどの市民の組織と市役所には、協働の原則が必要となってくる。積極的に連携・協力し、公共的課題を解決していく。協働に

はそのためのルールが必要であり、協働により人材の発掘や育成もなされていく。協働を進めていくためには5つの原則が必要であると考えた。「(1)対等の原則」、「(2)自主性・自立性の原則」、「(3)目的共有の原則」、「(4)公開の原則」、「(5)時限性の原則」の5つ。

- ・「第7 地震・津波に対する安心の備え」の「大地震等に対する基本的考え」について。私達が色々な機会で行ったアンケートでも、地震・津波対策や安全・安心を望む声が大変多かった。災害に強いまちづくり、世代を超えた人と人とのつながり、絆の大切さ・ありがたさを強く感じ、コミュニティの充実、市民・議会・市役所のつながり等の重要性を東日本大震災以来、皆さんも考えておられると思う。

「大地震等への備え」では、特に地域での訓練等には積極的に参加・活動し、危機に強い地域づくりをしていくことが必要だと思う。

「大地震等への発生時の対応」では、まず、自分の身は自分で守る（自助）ということ、次に隣近所で協力し合う（共助）が大事である。

「被災からの復興」では、市役所は、市民が平常の生活ができるように努めること、希望を持てる地域を取り戻すために働きかけることが必要。そして市民は、日本人ならではの励まし合い、秩序を保つ、地域を再生するために協力することに努めたい。

地震・津波だけでなく「その他の災害における対応」も大切。災害は地震や津波だけではない。新型インフルエンザの流行なども考えられる。その対応のために日頃から地震・津波と同様の準備が必要である。

- ・次に「第8 条例を活かすためのしくみ」について。

活きた条例にするために、職員や市民などに対して、啓発活動を市役所には一生懸命やってもらいたい。また、この条例は、4年後または随時、条例に対する意見を広く集約し、社会情勢、社会変化に伴い見直しをしていくことが必要と考えた。そのためには市民でつくる条例の推進委員会が必要と考える。

- ・市民みんなでオール焼津のまちづくりをしましょう。そのためにみんなでできることからやりましょう。人は一人では生きていけない。地域のコミュニティが高められ、深化、活性化されて、生活する住民自らが住民中心の社会をつくっていきましょうということ。市役所が何かしてくれるのを待つのではなく、自分達で次の時代を切り拓いていく、市民が参加できるしくみづくりが自治基本条例の役割のひとつである。これからもご支援をよろしくお願いします。

（2）議会からの報告：市議会の議会改革の取り組みについて

総合司会・市民会議委員：次に、現在、議会で行われている議会改革について、松本市議会議員からご報告をいただきたい。

松本市議会議員：焼津市議会を代表して、議会改革の状況についてご報告させていただきたい。

- ・市民会議の皆様が作成した「市民会議案」の中にも、議会の役割、議員の役割について記載があるが、地方分権時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任が拡大していく今日、市議会が市民の代表機関として地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は今後さらに大きくなることが予想される。このような時代に対応した議会のあり方や議会権能の充実を図る方策について調査研究を行うため、平成23年3月23日、議会改革検討特別委員会が設置された。私はこの委員会の委員長を務めさせていただいているが、これまで34回にわたり特別委員会で検討を行ってきた。また、検討に際しては、全国的にも議会改革

に先進的な取り組みを行っている自治体を調査し、検討する際の参考とさせていただいた。

- ・議会改革の取り組みとして、議会の情報公開を推進し、市民に見える議会とすること、また、住民が議論に参加できる場づくりを推進することとして、開かれた市民参加の議会、市民の負託に応えるため議員個々の能力を向上させ、自由な議論をたたかわせられるよう、公平・公正な議会運営に取り組みを推進できる仕組みづくりとして、公平・公正で活発な議論ができる議会、二代表制で市民本位の立場からの執行機関の監視、評価を適切に行うとともに、政策提言を行えるしくみづくりを推進する。また、事務局による議会活動の支援事務の充実を図ることとして、市民の代表としての責任ある議会。以上、3つの項目を大きな課題として検討している。

- ・具体的な事項について。まず、「開かれた市民参加の議会」の取り組みとして、本会議のインターネット配信がある。他市でも取り組みが進んでいるが、議会の見える化を進めていく上で現在欠かせないものとなってきている。今後の早急な導入に向け、手法などについての検討を行っているところである。

次に、議案に対する議員の賛否の公開については、以前は各議員が議案に賛成したのか反対したのかは議場に傍聴に来ていただかなければ確認できなかった。議会の見える化の推進のため、各議員の賛否を平成24年2月定例会の審査結果から「議会だより」にて公開している。

行政視察の報告の公開については、常任委員会、特別委員会、会派視察ともに「議会だより」やホームページにて公開している。

当局側の反問権の付与については、市長や市職員が議員側の質問に対して、論点・争点を明確にするため平成24年11月定例会より試行的に導入している。当面は試行だが、反問については質問の趣旨、内容の確認までとして運用している。

- ・「公平・公正で活発な議論のできる議会」の取り組みとして、議会内で議員同士が活発に議論を行い、議会として当局への政策提言を行うための体制づくりについて検討し、その結果、各常任委員会の所管の中で市の施策の問題点や課題がある事業を選定し、常任委員会でテーマを決めて調査を行うこと。また、調査の過程で必要に応じ、専門家の意見を聞いたり、研修会を開催するなどして、常任委員会として施策上の問題点を議論・研究する体制を構築すること。さらに、全議員で調査テーマについて討議し合える場をつくることとした。また、最終的にまとめた報告書は、提言書として市当局へ提出することとした。これについては今年2月より実施している。

- ・「市民の代表として責任ある議会」の取り組みとしては、地方分権による議会の権能拡大により、議会が政策提言や情報発信などを強化していく上で、法規などの専門職員が必要となる可能性があることから将来的な事務局への法規担当職員の配置について当局に要望しておきたいと考えている。

- ・以上、主な項目を報告させていただいたが、これまでの取り組みの集大成として、現在、議会基本条例について検討を行っている。議会改革の内容をしっかりと明文化し、将来に残し、文章とすることにより、市民にも分かりやすい議会となり、議員も責任をもって活動することができるため、将来にわたる市議会の規範として議会基本条例の制定に向け協議しているところである。また、議員の政治倫理条例に関することについても議会基本条例の検討とあわせ、内容の調整を行っているところである。焼津市議会においては、今後とも不断の議会改革を行い、また、市民、行政とともにより良いまちづくりを行っていきたいと考えている。

（3）市長からの報告：「市民会議案」を読んで

総合司会・市民会議委員：続いて、中野市長より9月9日に提出した「市民会議案」をご覧いただきたいのご感想やご自身のお考えについてお話をうかがいたい。

中野市長：「市民会議案」についての私の考えを述べさせていただきたい。私は昨年11月の焼津市長選挙前の討議資料でも「みんながもっと好きになる焼津をつくる」と書かせていただいた。マニフェストでも「にぎわいのあるまちづくり」、「命を守る安心・安全のまちづくり」、「市民目線での行政改革」、「人にやさしい子育て・福祉の充実」の4つの大きな方針を挙げ、それらを総称して「手をつなぎ創る未来のまちづくり」と名付けた。まさにそれを実現していくための考え方やルールを提案していただいたものと私は考えている。

- ・以下、時間の都合上、概略になるが、市役所、市政運営の項目を中心にお話させていただきたい。
- ・（市民会議案、以下同様）3ページ。「焼津市のまちづくりの進め方」（1）について。「まちづくりの主体は市民であり、まちづくりにあたって対話を十分行い合意することを基本とする」ということについては、ぜひ実現いただきたいと考えている。地方分権を進めるにあたっては住民の皆様にも自治の当事者として積極的に自分達の暮らしを考え、実践していただくことが重要である。そういった中で、多様な市民の意見は必ずしも同じではない。だからこそ対話をして、選択肢を出し合い、意見の違いはあるものの一定の合意を得ることができれば素晴らしいと考えている。これはある意味、市民の皆様にとって大変な話だと思うが、自治を進める上では大切なことだ。
- ・8ページ。「市長」について。特に3の「市民との対話を重視し」という部分については、現場主義の徹底ということを訴えてきたので、その思想に立てば、市民の皆さんとの対話により実状を把握することを基本に、税金を納めている市民の立場で市政運営を行う所存である。その実践として、就任以来、産業界、事業者の皆様と各産業別に実状を把握する会を定期的に行っており、9月1日から来年2月まで今までにはかつてない規模で58回の市政座談会を計画し、今、実施を始めたところである。
- ・9ページからの「第5 市政運営」について。まず「情報」については、市民の皆様との情報共有は自治の大前提と考える。どちらかというところこれまでの市役所は情報発信が苦手だったと言えるかもしれない。今年度から情報発信を強化すべく、現在、職員がSNS、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信のあり方を検討している。まだ現状としては完全ではないが、今回のご提案をしっかりと検討させていただき、皆さんとの情報共有が進むよう、情報発信ができるよう取り組んでいきたい。
- ・10ページの「総合計画」について。ご指摘の通り、地方自治法による義務づけが廃止されたところだが、自治基本条例で位置付けることが提案されている。「総合計画」という名称が良いかどうかはともかく、市役所と市民と一緒にまちづくりを行うための基本的な計画を策定することは必要だと考える。現在、第5次総合計画も本来の予定を1年前倒しし、後期計画の策定を進めているところでもある。これもご指摘の通り、市民参加で行っている。今後は市民の皆様にも総合計画を理解していただき、そこに記述された役割分担に基づき、まちづくりを進めるよう取り組んでいきたい。
- ・11ページ「財政運営」について。当然のご指摘と考える。私も焼津市の借金を増やさない、また費用対効果を検証し、事業を見直すことなどを申し上げている。総合計画、行政評価などをふまえ、税金を無駄にしないということを徹底したい。
- ・「公共施設」については、特に3の「その数や質が過大にならないように」というご指摘。

それを実現するための手法として、本年度、公共施設のファシリティ・マネジメントという名前で取り組んでいる。年内を目途にまず公共施設の実態をすべて明らかにし、将来を見据えた公共施設のあり方をまとめた「公共施設白書」を今、作成しているところである。これからの公共施設のあり方、どう複合し、どう効率化していくかを白書をもとに、来年、形をまとめていきたいと考えている。

- ・16 ページ。「第7 津波・地震に対する安心の備え」で、市民・市役所の役割についてしっかり整理をしていただいたと思う。残念ながら現在、焼津市の人口が東日本大震災以来、減少が続いている。もちろん人口動向についても転出手続きの際にアンケート調査をし、実態の検証をしているところだが、人口減少の課題を人口増加、すなわち、流出人口の抑制と流入人口の増加につながる対策を総合計画見直しの軸に設定したところである。今回の皆様のご提案を着実に進めて、市内外に安心できる焼津をつくっていき、アピールしていくよう取り組んでいきたい。
- ・時間の都合で概略の説明とさせていただいたが、皆様のご提案の多くは共感できるものであるので、できるだけご提案の内容を条例化していくように、また、法制面での検討も必要なので、それとあわせて条例化を進めていきたいと考えている。

（4）相模女子大学松下教授から解説

総合司会・市民会議委員：焼津市の自治基本条例の検討においてアドバイザーを務めていただいている相模女子大学・松下教授からお話をうかがいたい。松下教授からは、焼津市自治基本条例・市民会議案のポイントを解説していただき、ここまでの市民会議、松本議員、中野市長からのご報告をふまえて、焼津市のまちづくりを進める上で大切なことなどについてもお話をうかがいたい。

松下(アドバイザー)：私は三浦半島から来ているが、今日は大雨だった。新幹線も止まっていて、家人に本当に行くのかと言われたくらいだった。私からは、この市民会議案の見どころをご紹介したいと思う。私もずいぶん焼津にお邪魔したり関わったりしている。学生達とも何度も来ている。先日も旧大井川のお祭りに2,30人の学生と来た。学生達もすっかり焼津のファンになっている。

- ・お手元に「LOVE 焼津」の報告書があるので、これに基づいて本当のポイント、「ここがすごい」、「ここがいい」ということを中心にご紹介したい。
- ・まずは3 ページ。一番最初に「なんでこの条例をつくるのか」ということが書いてある。私は全国の条例を見ているし、色んなところに関わっている。全国で300近くの条例があるが、大別すると2つの流れがある。一つの流れは、要するに役所をチェックする、コントロールする。いわば手足を縛る条例が最初に出てきた。数ではこっちの方が多いと思う。そうするとみんながハッピーになるということ。焼津の流れはそうではない。もちろん役所も真剣だけれど、同時に市民一人ひとりが自分達で考え、行動していく。役所を縛ってチェックしているだけではハッピーにはなれないと。市民が自分達でこのまちをつくっていく、大事にしていく。そういう立場に立っている。どちらかといえば少数だと思う。少数だけど、どうですか、皆さん。どちらの方がまちが、あるいは住む人達が、さらには私達の子どもや孫の世代が幸せになるか。役所はもちろんだけど、市民一人ひとりがまちのことを知り、好きになり、そして自分達でできることをやっていく。そういう中で出てくるまちの力が、まちを良くしていくと思う。この市民案では、最初のところでそのことを

しっかりと書いている。自治とは、自分達で考え、実践する。そういうまちにしていこうよと。この出発点がすべてに効いてくる。

先程、市長さんも「市民同士で話し合っただけでまちをつくっていく」というところを挙げていたが、それもこの延長線上にある。役所がなんでもかんでもやればよいということなら話し合いは必要ない。だけれども、みんながこのまちをつくっていこうという基本的な考え方でこの案はつくられている。これがポイント。要するに、どうすればみんながハッピーになれるか、子どもや孫の世代が幸せに暮らしていけるか、それを真剣に考えたということ。それがこの条例案の大きな柱になっている。

- ・それから5ページ。「住民」と「市民」。要するに、だれがまちをつくっていくかということ。これも2つの考え方があり、ここにいる「住民」がまちをつくっているからよその人はいいよという考え方と、もちろん「住民」がまちをつくっていくんだけど、同時に焼津のまちに働きに来る人、学校に通っている人、そういう人も一緒になって住民じゃないけどまちのことを一緒になって好きになって、一緒になっていいまちをつくってくださいというのと、どちらの考えに立つかということ。

災害が起こった時のことを考えてみてください。災害が起こった時、お父さんが他のまちに働きに行っているかもしれない。その時、このまちにいる人が住民ではないけど、このまちのために一緒になってやってもらう。私はそれが大事だと思う。そういう考え方でこの案が成り立っている。

しかし、住んでいる人と働きに来ている人では若干重さが違う。重さは違うけれども、焼津に働きに来ている人も学校に通っている人も焼津を好きになって一緒になってまちづくりをしましょうという考え方に立っている。これも特徴の一つ。

- ・6ページの「事業者」。これは全国の条例を見ても極めて珍しい。他のまちの条例を見ると、事業者というのはどうなっているか。事業者は自分のことばかり考えてまちのことを考えていないような事業者観がうかがえる。しかしここでの検討には事業者の方もたくさん参加している。一緒になって議論すると、商売、事業というのは焼津のまちの歴史や文化を背負っている。一緒になってまちをつくっている。その事業者の人達をきちんと認めて、その人達に大いにまちのためにがんばってもらう。そういうものにしようという規定になっている。これは全国の条例ではまずないが、すごくいいなと私は思っている。
- ・7ページ。「議会」については、議会基本条例など議会の動きもある。そこで大事なことは、一つは、最初の目的で市民自身が自分達のこととしてまちのことを考える、まちの未来を考えると条例を組み立てたとすると、議会、議員さんは、市民が自らそのことを考えられるような情報提供や機会などをつくってくださいという内容になっている。分かりにくいかもしれないが、「議会の役割」にはそういう趣旨のことが書かれている。市民自身が考え、行動できるように、議会もその点に配慮しながら活動して欲しいという規定になっている。
- ・9ページ。「市役所の職員」について。市の職員は、市民の付託者ではあるが、高みにいたり、上から目線ではなく、市民との対話を大切に、市民のニーズをいつもふまえて、市民の思いを実現していく。そのような職員であって欲しい。要するにチームの一員として、一緒になってまちのことを考えて欲しい。そういう職員であって欲しいという思いが規定に表れている。
- ・12ページの「第6 自治のしくみ」の中で、「地縁によるコミュニティ」、その後、NPO等の「目的によるコミュニティ」の2つが書かれている。この条例がどういう目的でつくられているかということと密接に関係している。役所を縛ればハッピーになる、そういう条例ならば、こういうことは書く必要はない。実際、こういうことを書かない条例もたく

さんある。しかしどうか。この前の震災の時もそうだが、まず自分達でまちを守る、命が助かるか助からなかったか、その分け目として地域のコミュニティがしっかりしていたかどうか分けたところもある。復興の時も、よそから NPO の人達が来て活動をする。私達が幸せに暮らすと言った時、こういうコミュニティの存在が大事だと。大事だったら書こうじゃないか、ということ。専門的に言えば、こういう私的な世界のことについて法律や条例に書くのはどうなのか？という議論がある。大事なものは書けばいいじゃないか。私はそう思う。大事なものは書いて「大事だよ」と認めた方がいいのではないか。書かないということは、無視されるということ。がんばっている人はたくさんいる。その人達がさらにがんばれるように、あるいは自分達の活動がきちんと評価される。その方が人はがんばれると思う。そんな思いで「地縁によるコミュニティ」、「目的によるコミュニティ」という規定がつけられている。これらの中身を実現するにはもっと議論をしなければいけないけれども、「大事だよ」という趣旨で書かれている。

- 13 ページに「市民会議」というのがある。要するに、まちの大事なことは、そのまちの当事者が年に 1 回集まって話そうよ、という提案。話して、情報を共有して、問題について知っていこう、そこから新しい参加や協働が始まるということ。そういう「市民会議」というしくみも提案されている。中身はこれから大いに議論していくことだが、みんなで力を合わせていくしくみと考えると理解できるのではないか。
- 16 ページ。焼津では、地震・津波というのは大きな問題なので、それに対する備えという規定をみんなで考えた。もちろんハードの様々な対策があるが、この条例の理念は何かというと、役所だけでやるのではなく、市民や地域コミュニティや NPO がそれぞれの力を出してやっていこうという考えでつけられている。地震や津波に対する備えも、まず自助、そして共助というのが基本。そういう訓練とか思いを積み上げて、地震や津波に対していこうじゃないかという趣旨でつけられている。
- 最後に、17,18 ページ。この条例はつくったらおわりではない。言ってみれば、完成形がない。作りさえすれば、まちが良くなるというようなものではない。いつも見直し、バージョンアップをしていく。状況は変わっていく。どんどん進歩もしていく。うかうかすると後ろに下がってしまう。それを前へ一歩でも進めていくためのしくみとして、「条例の実効性の確保」、「条例の見直し」という規定をつくっている。常にバージョンアップしていくという内容になっている。
- もう一点。この条例の作り方というところをぜひ紹介したい。19 ページ以降に作り方が出ている。他のまちで自治基本条例をつくったという時、よそのまちの条例を持ってきてまちの名前を変えるだけということもある。そんなものをつくって、みんなのルールになるのか、みんなが「よしやろう」という気になるか、ならない。今回の市民会議では、自分達はどんなまちにしたいかから考えて、どうすればそれがうまくいくかを自分達で考え、だから、回数も 24 回かけて、実はここに出ていない会議もあるが、みんなで考えた。もう一つ大事なこと。私は最初に申し上げたが、市民会議のメンバーの人達が「やってやろう」と集まった。それは良いが、私は言った。「皆さんは決して市民の代表ではない。市民の代表は選挙で選ばれた市長さん、議員さん。そこから考えましょう。」と。それではどうするか。市民会議委員は代表ではないけれど、みんなの思いをくみとってこの条例をつくれれば、みんなも受け入れてくれるだろう。そんな考えで何をするか。21 ページに書いてある。「PI 活動」、つまり、自分達だけでつくるのではなく、まちに出て行って「自分達はこんなことを考えているが、皆さんはどう思いますか?」、「皆さんはこのまちをどんなふうにしたいですか?」と。要するに、案をつくった自分達だけの案だ、ということではな

く、まちに出て市民との意見交換をやって条例案をつくるというプロセスをふんできた。ここがすごいところ。実際は大変だ。自分の時間を使って、夜、あちこちに行って話をするという。第一期PIは実施回数32回、参加者延べ1,285人、意見は2,050。第二期PIは公民館単位で11回。こうやってまちへ出て行って住民の意見を聴きながら議論してつくってきた。先程、「対話をしながら合意をとっていく」という内容があったが、それを実践してつくってきたということ。そういうことをせずに「対話をしましょう」とか「合意をしましょう」と言っても誰も信用してくれない。しかし、そのように実際に体を動かし、汗を流して市民の人達と一緒に議論をしてきた。要するに、自分達で考え、自分達で行動していくという文化を、この条例づくりの中で実践したということ。これがどんどん広がっていくと、このまちが「自分達で自分達のことを考えていく、好きになっていく、行動していく」というふうにつながっていく。その出発点としての条例だからこそ、そのようにした。それが自治の文化。すぐには効果が出ないかもしれないが、広がっていくとまちが少しずつ変わっていく。10年たってみたら、この流れがじわじわと広がって、今と全然違うまちになっていると思う。そういうまちをつくりたいと思い、この自治基本条例を考えたということ。

- ・今日は、こういう案ができて、皆さんと議論をするという機会なので、その趣旨をふまえてぜひ闊達な意見交換をしていただきたいと思う。

（休憩）

3. 対話の時間 ～くつろいだ雰囲気焼津のまちづくりについて語り合おう

○大ワールドカフェ

今井：これからはご参加いただいた皆さんに活発な意見交換を行う時間としたい。

（話し合いの流れ）

- ①かんたん自己紹介
- ②話題カード記入：それぞれ、話題カードに『市民会議・議会・市長からの報告』を聞いて一番心に残ったことや考えたこと」を記入
- ③聴き合い：一人ひとり「話題カード」に書いたことを読み上げ、模造紙に貼り付け
- ④話し合い：皆さんの「話題カード」を見ながら話し合い、はっとした感じ方、なるほどと思った見方、大事だと思った考え方などに下線や○印などを書き込み

【グループで話し合い】

- ◎テーマ：「市民会議・議会・市長からの報告」を聞いて一番心に残ったことや考えたこと
（グループで自己紹介し、記入した「話題カード」をもとに話し合い）

4. 分かち合い・振り返りの時間 ～今日の成果を共有し、これからは活かそう

松下：話が途中だと思うが、各グループで盛り上がったことや一押しのお話・意見などをお願いしたい。

○各班より発表（発表順・計16班） ※各班の模造紙(話題カード)の内容については別紙

【1班】

- ・8人中4人が「市民一人ひとりが」ということを書いていた。市民一人ひとりが自分のこ

とだという意識を持って、この自治基本条例のことを考えていってほしいなということ。市民会議は年一回と書いてあったが、このような形で自分達の意見を出していく場が増えていくといいなという意見があった。

【2班】

- ・一つ目に、「事業者」について、条例案の特徴だという話が松下先生からあって、私としてもうれしかった。班の中では「事業者がまちづくりのプレーヤーとして参加するというが、そんなすぐにできるだろうか？」ということから、そこをどうしていくかの方法が必要という話もあった。全体的に話が難しくよくわからなかったという意見も多く、条例ができた後、市民にどう説明するか、どういう場をつくっていくかが課題という話もあった。
- (松下) 難しい話もあるので、どうかみくだいて説明していくかが重要という話。その通りだと思う。

【3班】

- ・いろいろな意見が出た。情報、災害時の危機管理、コミュニティ、活用方法など。最終的には、人と人とのつながりや、市民一人ひとりの考え方、市民の意識が重要なことといったことを話し合っていた。

【4班】

- ・色んな意見が出た。自助・共助・公助のうまい組み合わせ。市長、議員にはより多くの声を聞いて欲しい。NPO は近い活動との団体との協働を。市長の現場主義の徹底。情報共有、インターネットの活用。市民会議の開催、新しい形での情報共有、課題解決。御前崎の原発のことも。それぞれの立場で条例を活きた形で活用したい。市長、議会の意思が感じられて良かった。

【8班】

- ・自治会ごとに活動内容が違うが、例えばスポーツで若者が参加する機会ができると、市民一人ひとりの意見が自治会を通して反映されたりということもあると思う。清掃活動などに新たな住民が積極的に参加すると意見を反映できるのではないかと。班に議員の方がおられて、こういう機会に議員さんが参加することは大事という意見もあった。
- (松下) 今日は若い人がたくさん参加している。これも焼津にとっての資源。ぜひこういう機会をつくって参加してもらいたいと思う。

【7班】

- ・市民一人ひとりが考えて行動することが大事。同じ意味のことを違う言葉で書かれていた方が多かった。「市民が行政、議会と同じ舞台上に上がることになった。」「この条例は市民が自分で考えて市を良くするためのよいきっかけになる。」「これからは大事。」「市民会議のお二人の発表が真摯で素晴らしかった。先進的内容でびっくりした。」

【6班】

- ・「これから自分達が具体的にどうしたらいいか」、「まちづくりの主体は市民で、まちはチームだ」といった意見があった。皆さんにとって「みんな」とか「みんなで協力」というのは具体的にどういうことなのか疑問に思ったところもあったので、そういう話もした。参加者を見て、学生は20代、あとは50代から上の方が多と思う。30代、40代の一番働き盛り、子育てで悩んでいる世代の参加が少ないようだが、市民会議や他の活動に参加することで、自分の生活にうるおいが増すようなメリットを提示して、そういう方達がより参加しやすくなると良いと思った。焼津には青年団という組織がないとのことだが、壮年

会やJCなどの活動があるので、まちづくりのための活動をする組織同士のつながりや協力があるともっと色々なことができると思う。

→（松下）どこでも30代、40代の参加は少ないが、参加の仕組みを考えていくというのが今回の条例。知恵はいろいろある。例えば、抽選で当たった人を誘うというやり方。やりたいという人はいるが、自分から手を挙げてまでは参加しないという人も声をかければ参加しやすくする。

【5班】

・班の人の世代が色々で、焼津へのかかわり方も色々だった。それぞれ思うことも違う中で問題がいくつか出てきた。コミュニティのこと、災害時の対応のこと、財政のことなど。こういう場があることでそれぞれ違うということを知ることができた。こういう場をつくる必要があると思った。情報共有、お互いがお互いのことを理解する。お互いに何を考えているのか、まず知ることが大事なのではないか。大ワールドカフェのような場を継続してやっていくことが大事だと思う。参加者が口コミで増えてくることもあると思うし、参加した人が楽しいと思ってもらえるような環境づくりも必要と思う。小さいグループで意見も言いやすく、良かった。

→（松下）市民会議でもずっとこういうやり方で知恵を出してきた。知恵を出し合える場をつくることが大事。

【9班】

・自治基本条例ができて、市民が参加するようになるんだというのが班の6人の基本認識だったと思う。そのためには、今は興味がないという人達にとってのハードルを下げて、もっと参加してもらったり、焼津を好きになってもらって飛び込んでってもらったりということが必要なのではないかという話が出た。現実的には参加者が増えたら合意形成が大変だろうなということから、そこをどうしていくかが課題という話も合った。子どもや未来ということが書いてあるのは素敵だという意見もあった。

【10班】

・三つのキーワードがあったと思う。「自立」と「絆」、それを結ぶ「情報発信」の大切さということ。「自立」については、市民の定義が広がったのは素晴らしい、一人の市民として意見を持つことの大切さを改めて感じたという意見があった。しかし一方でそのためには財源も必要。「絆」については、身近な狭い地域でのつながりが大切なのではないかという意見。「情報発信」については、例えば議会改革の情報をもっと発信して欲しいがホームページは広報はなかなか読まないという時に、携帯に自動的に情報がくるなどの工夫もあるのではないかという意見。

→（松下）情報発信については、市民も議会も行政もNPOもいろいろやっている。しかしうまく伝わらない。もったいないこと。色々知恵を絞って伝える、あるいは聞く努力をしていくことが必要なのだろう。この条例をきっかけにさらに考えて欲しい。

【11班】

・「完成形がないというのが印象的。これから始まる条例なんだな」という意見が出た。「自治基本条例」をどう説明していいか、市民がどう関わっていけばいいかが分からないというのが正直な疑問という意見もあった。「まずは情報共有が大事」という意見もあったが、パソコンができる人ばかりではないので、どう情報発信・収集をしていくかが課題という話もあった。また、共有するための場が必要という話が出た。公民館にみんなが集まって

話をする。そういうところに人と人をつなぐ役割の人がいるといい。「協働」というのを難しく考えてしまいがちだが、簡単などころから、自分がやれるところからやればよいという話もあった。

→（松下） こういう公共施設でものを食べてはいけないという自治体もある。汚れるからなどの管理の発想。発想を転換して、みんながなごやかに話し合える場をつくるにはどうしたらいいかと考えると、ちょっとしたことが大切だ。そのちょっとしたことが今まではできなかった。自治基本条例は、そういうことを変えていくきっかけにもなる。

【12班】

・条例ということについて話が出た。焼津市民はマナーがいいのか常識があるのか、条例そのものを深く考えていないと思う。私はタバコを吸うが、静岡に行くとき街中は外で吸えず、不便を感じる。条例があると、色々な人が集まることでとまどうという一面もある。今回の条例案は、市民会議で様々な市民の声を集めてつくったというが、そういうことをふまえないと、条例によって市民生活が脅かされる心配もある。最近では「はだしのゲン」の問題があったが、そこでも条例にする・しないといった話があったと思う。

→（松下） 今日、市民から案が出たが、これからどうなるかという話をしておきたい。今日の市民案は“市民の思い”。市長がそれをふまえて条例案を出し、最終的には議会が決めるというのがこの国のルール。しかし今回は、たくさんの市民の意見を聞いてつくり上げられたものなので大いに尊重されるのではないかと。当然、法的なチェックなどもあり、その点からの修正はあるかもしれないが、“市民の思い”はきちんと受け止められて良いと思う。

【16班】

・最初、自分の住むまちが好きで愛しているということが大事だね、という話があり、みんなも「そうだね」ということで、みんなが焼津を愛しているというのはいずれだね、という話から始まった。条例案に関しては、新しい行政へのコミットの形が書かれていて良いとか、議会が情報公開を進めていくのも良いことだと。班に大学生が入っていて、焼津の住民だけでなく通勤・通学する人も焼津のまちを考えていくということが印象に残ったとのことだった。

【15班】

・「とにかく継続が大事」ということになった。今、せっかくこれだけ盛り上がっていて、いいものができているので、議会を通して条例になって、その後、市民一人ひとりが「LOVE 焼津」という条例として頭において生活していくと、もっといい焼津になっていくということでもとまった。

→（松下） この条例に完成形はない。完成するとそこで止まってしまう。少しずつでも常に良くしていく、バージョンアップしていく条例だと思う。

【14班】

・最初、地震・津波に関する議論で話が盛り上がった。焼津市から他市への人口流出が目立っているのだから、それは淋しいという意見もあったが、その一方で震災関係に多額の予算が使われていることに対して本当に必要なお金か疑問があるという話もあった。今後、市民の意見もふまえながら、本当に必要な経費なのかを精査していく必要もあるし、お金をかけるだけでなく、自助・共助も必要だという話もあった。自治基本条例を今日初めて見たという方もいたが、非常に内容が難しいということで、今後、いかに市民に浸透していくかが大きな課題であるとか、市民会議という場を年一回以上設けるという規定もあるので、

そういった中で議論することも大事だという話もあった。

→（松下）はっきりしていることは、これから人口減少が進み、高齢化が進み、今の税収だけでやっていけないことは明らか。その中でいかに持続可能なまち、住みやすいまちをつくっていくか、それをみんなで考えていくということだと思う。

【13班】

- ・大きくは三つの意見があった。一つ目として、市民の対話を大切にする「市民会議」は素晴らしいという意見。ただ、今回出てきたものを具現化する上でのアクションプランが見えてこないの、やはり継続が重要だということと思う。二つ目に、次世代を担う子どもの教育が重要という話。これは学校の教育だけでなく家庭教育、子育て支援につながってくる話で、ここを充実させていく必要があるということ。三つ目は、高齢者に優しい福祉という大きなテーマもみんなで考えていく必要があるという話が出た。

○松下教授からのコメント

松下：先程も言ったが、この条例は完成形ではない。常にバージョンアップし、常に持続していく、プランをつくって具体化していくということをしていかないと、進まなかったり、後戻りしてしまったりする。そういう実施のプランをつくって具体化していくことを大事にして欲しいと思う。

- ・自治基本条例というのは、条文をつくっているのではない。条文だけつくるならかんたんだが、今までやってきたのは、自治の文化づくり。みんなで一緒に考えて、人の意見を聴いて、それぞれ価値があることが分かって、という場を自分達でつくっている。それがこの条例の本当のねらい。だから、これから色んな仕組みを考えてやっていくことになる。そういう仕組みを重層的にたくさん積み重ねてやってほしい。人によって様々な「これだったら参加できる」というのがある。人によって様々なチャンスや機会があるので、それを受け止めるしくみをつくってほしい。
- ・この条例の成功体験、最初、この条例をつくり始めた時、市役所の人はみんなネクタイを締めていた。守りの姿勢だった。「市民に何を言われるのだろうか？」というような。そんな中から知恵は出てこない。今回のようにやってきて、色んな知恵が出てきた。市民だけでなく、市役所の人も色んな意見を言うような信頼ができてきた。信頼があれば知恵は出る。疑っていたら余計なことは言わない。信頼の文化をつくってきた。その成功体験をみんなで大事にして伸ばして広げて行って欲しい。自治基本条例は、これからのまちをみんなでつくっていく文化をつくるための条例。そういう文化を徐々に徐々に広げていくための出発点になるものだと思う。文化をつくるというのは大変なことだが、焼津市はそれを始めた。他のまちでははやっていない。それを始めたことは絶対有利だ。何年かやっていったら、必ずまちは良くなっていると思う。同時に、行政では、着実なステップアップのためのフォローを期待したい。

○副市長からのコメント

高木副市長：私は3月まで県の職員だった。こういう場でこういう議論が行われていることを全く知らなかった。ここに参加したことで今日は本当に感激している。

- ・条例の案を見た。市民、議会、市役所の三つがあるが、改めて、市役所が一番しっかりしなければいけないということを感じた。仕事として、プロとして公務をやっているの、私としては、市役所が一番しっかりするために市長を補佐してがんばっていきたい。

- ・先程、持続可能なまちづくりということがあったが、それはイノベーションだと思う。市役所が進化（イノベーション）していくことによって、うまく市政が動くようにしていきたい。

○市長からのコメント

中野市長：台風の中、遠方からも含めて多くの方々のご参加に感謝したい。

- ・松下先生もおっしゃったように、私は、この条例は信頼する文化をつくる新しい出発点だと思っている。特に、焼津の心を一つにする方法論はいろいろある。それは先程の合意形成の話であったように、多数決の前に納得する選択肢を皆さんで出していただくことで、「最終的にそうなったら、自分の考え方とはちょっと違うけど、大きな目的は大体同じだから、それでみんなで作っていこう」というのも、この条例だと思う。私もなるべく現場主義で、自治会長さんにもお願いして、なるべく細かく 58 カ所での市政報告を 2 月まで行う予定である。また、各産業界、この会も条例案によると 1 回はやり、細かい分科会もできてくると期待しているので、ぜひ焼津の心、方向性を一つにすること、ならびに信頼する文化を焼津に新しくつくっていききたいと思うので、よろしくをお願いします。

5. おわりに

○閉会あいさつ

市民会議委員：私達、焼津市自治基本条例を考える市民会議は、平成 23 年 11 月に発足して以来、焼津市のまちづくりについて 20 数回にわたる会議を重ねてきた。市民の皆様は自治基本条例についてご理解をいただくため、各地で PI 活動、対話集会を行ってきた。各会場では、活発なご意見、ご提案を拝聴して、この自治基本条例を市民に密着したよりよいものにしていく推敲を加え、逐条ごとに反芻して市民のための条例づくりに尽力してきました。ようやくその展望も開け、将来への夢を感じる時期を迎えました。本日は、各階層の皆様にご参加をいただき、大ワールドカフェが盛会にできたことに、深く感謝とお礼を申し上げます。ご臨席の皆様のご多幸を祈念し、閉会のごあいさつとしたい。ありがとうございました。

総合司会・市民会議委員：たいへん長い時間にわたってご協力いただきありがとうございました。

- ・メッセージカードのご記入をお願いします。